

団体の概要

(令和7年1月17日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん でんきかながわふくしせんたー) 社会福祉法人電機神奈川福祉センター
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒235-0032 横浜市磯子区新杉田町8番地の7 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式6同意書による）に使用します)
設立年月日	平成4年4月
沿革	平成4年 横浜南部就労支援センター(当時：援助センター)開所 平成8年 横浜市新杉田地域ケアプラザ・知的障害者授産施設 ぼこ・あ・ぼこ開所 平成9年 湘南地域就労援助センター開所 平成10年 中部就労援助センター（当時：川崎北部地域就労援助センター）開所 平成11年 在宅介護支援センター開始（横浜市新杉田地域ケアプラザ） 平成12年 居宅介護支援事業・通所介護事業開始（横浜市新杉田地域ケアプラザ） 平成13年 社会事業授産施設 川崎市わーくす大師 川崎市より受託 平成13年 生活支援事業受託（湘南地域就労援助センター） 平成18年 地域包括支援センター・介護予防支援事業・介護予防通所介護事業開始 平成18年 就労移行支援事業・就労継続B型開始（ぼこ・あ・ぼこ、川崎市わーくす大師） 平成18年 神奈川県生活支援事業受託（湘南地域就労援助センター） 平成20年 生活支援センターわーくす大師開始（川崎市わーくす大師） 平成22年 自立訓練事業（生活訓練）開始（ぼこ・あ・ぼこ） 平成22年 障害者就労・生活支援センター受託（湘南地域就労援助センター、中部就労援助センター） 平成23年 川崎市地域活動支援センター開始（ウイング・ビート） 平成25年 生活支援センターわーくす大師閉鎖（川崎市の相談支援センター整備に伴う） 平成26年 ウィング・ビート川崎市地域活動支援センターから就労移行支援事業に事業移行 平成27年 ミラークよこすか開所 平成28年 生活支援体制整備事業受託（横浜市新杉田地域ケアプラザ） 平成30年 就労定着支援事業開始（ぼこ・あ・ぼこ、川崎市わーくす大師、ウイング・ビート、ミラークよこすか） 令和2年 港北はびねす工房（旧横浜市港北福祉授産所）を横浜市より受託 令和3年 川崎市わーくす大師を川崎市より民間移管 施設名をわーくす大師に変更 令和4年 戸塚はなえみ工房（旧横浜市戸塚福祉授産所）を横浜市より受託
事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ● ぼこ・あ・ぼこ（就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、就労定着支援事業） ● 川崎市わーくす大師（就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、就労定着支援事業） ● ウィング・ビート（就労移行支援事業、就労定着支援事業） ● ミラークよこすか（就労移行支援事業、就労定着支援事業） ● 港北はびねす工房（就労継続支援事業B型） ● 戸塚はなえみ工房（就労継続支援事業B型） ● 横浜市新杉田地域ケアプラザ（通所介護事業、横浜市通所介護相当サービス、居宅介護支援事業、地域包括支援センター事業、地域活動交流事業、生活支援体制整備事業） ● 横浜南部就労支援センター（障害者就労支援事業） ● 湘南地域就労援助センター（障害者就労援助事業、障害者就業・生活支援センター事業、神奈川県障害者生活支援事業） ● 中部就労援助センター（障害者就労援助事業、障害者就業・生活支援センター事業）

財務状況 ※直近3か年 の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	883, 281, 856	897, 854, 279	919, 926, 929
	総支出	885, 643, 344	993, 784, 000	935, 771, 583
	当期収支差額	-2, 361, 488	-95, 929, 721	-15, 844, 654
	次期繰越収支差額	567, 354, 291	471, 424, 570	455, 579, 916
連絡担当者				
特記事項				

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザ業務連携指針に明記されている4つの役割を果たすべく、指定管理者として取り組んでいきます。

1 地域の身近な相談窓口として、日常業務及び地域住民とのつながりを通じて把握したあらゆる相談及び情報を受け止めます。

(1) 高齢者、子ども、障害児・者、生活困窮者等の対象を問わず、本人又はその家族等の相談を受け止める機関として、その機能が地域住民および関係機関に周知されるよう、ケアプラザ広報誌やSNS等を活用し、ケアプラザの取組等の発信を行っていきます。

(2) 窓口及び電話等で寄せられる個別の相談のみでなく、地域の様々な会議やイベントへの出席、自主事業・施設利用団体とのコミュニケーションなど、あらゆる機会から潜在化しているニーズをとらえていきます。

(3) 自主事業の取り組みや福祉・保健活動の様々な情報について、「必要な情報」を「その情報を必要とする人」に届けられるよう、様々な媒体を活用し情報発信します。

2 受け止めた相談及び情報に対して、地域ケアプラザの各職種が連携して適切な支援を行い、あるいは適切な専門機関等につなぎ、支援策を考える場に関わります。

(1) 把握した地域情報（基礎情報、社会資源）や課題等の情報を可視化し、地域ケアプラザ内や関係する専門機関等と情報を共有することで適切な支援に繋げていきます。

(2) 地域ケア会議等、地域の支援者を含めた多職種で多角的視点から検討することで、高齢者をはじめとする地域住民の課題解決を支援していきます。

3 地域住民や関係機関と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行うとともに、住民主体によるつながりや支え合いのある地域づくりを支援します。

(1) 第4期磯子区地域福祉保健計画スイッチ ON 磯子の基本目標「共に支えあうお互いさまのまち」「自分らしく健やかに暮らせるまち」「多様性を認めあい、活動が広がり、つながりのあるまち」に基づき、「防災リーフレットの作成」や「フレイル予防の普及啓発」、「障害理解のための普及啓発」、「こども・子育て世代との関係を築くためのあいさつの取り組み」など様々な取組を行っています。

4 地域、行政、区社協、関係機関、その他様々な団体及び他の地域ケアプラザと連携し、個別支援や地域支援で捉えた課題と地域の取り組みを区の施策につなぎます。

(1) スイッチ ON 杉田地区推進委員会での取り組みや、その他地福計画に関連した事業等（障害者

理解啓発講座など)で、関係機関と連携しながら地域の課題解決に努めていきます。

- (2) 杉田地区地域づくり・介護予防検討会にて、今後更に進む高齢化における課題解決に向けた情報共有と検討を行います。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 担当地域の特色

(1) 地区の人口動向

地区は、国道357号の海側の工業地、国道16号やJR根岸線の沿線の市街地（杉田1、4～5丁目）、丘の上に形成された住宅地（杉田坪呑、杉田2～3、6～9丁目）に区分されます。高齢者（65歳以上）の比率は増加しており、2024年3月末時点で28.4%。団地群がある地域では43%と高齢化が進んでいる地区もあります。一方で、生産年齢（15～64歳）人口が緩やかではありますが減少しており、増加する介護ニーズに対応するための人材確保等がより一層大きな課題になると考えられます。

(2) 地区の魅力

由緒ある寺社が点在するとともに、歴史的遺産が多くあります。また、区の木「梅」の名所として広く知られた地区でもあります。

新杉田駅周辺は、区内で最も乗降客数が多く、駅周辺には、地域ケアプラザや磯子区民文化センター・杉田劇場、スポーツセンターがあります。また、杉田駅前には地区センターや商業施設があり、両駅周辺は、商業・業務・文化などの機能が集積しています。

2 地区の課題

お祭りなどの地域行事や健康づくりの活動などが盛んな地域ですが、担い手不足や少子化、共働き世帯・核家族世帯の増加、塾や習い事に行く子どもなどの増加により活動存続等に課題を抱えているところも多くあります。また、高低差のある地形が多く道路幅員も狭いため、地域によってはバス等の公共交通機関網が不十分であり外出支援等も課題となっています。

3 具体的な計画

(1) 多様化、複雑化しているニーズへの支援力向上

①高齢者のフレイル化や孤立化、活動が停滞している地域や団体もあるため、活動の再開や新たな取り組みの支援を強化していきます。

②認知症に対する理解の促進、地域で見守るための講座実施や介護者のつどいでの介護者支援等を行っていますが、キャラバンメイトに対する活動の場の提供や認知症カフェの運営支援など引き続き積極的な取り組みを進めています。

③保育園入園の低年齢化などにより、子育て世代が地域と関わる機会が減少していることから、自主事業参加者や貸館利用団体とのコミュニケーション、地域の様々な会議・イベント等

の出席により潜在化しているニーズ把握並びに地域の取り組みに対しての支援をおこないます。

(2) 自助、共助、公助が連動した包括的な支援体制の構築

①地域課題の把握に必要な基礎情報（地域アセスメントシート、地域活動情報など）の継続的な更新、担い手の高齢化・固定化が進む中、地域への関心を向けるような働きかけを行うとともに、地域の活動等を繋げ、活動の幅を広げる等の支援等により、新たな取り組みを創出していきます。

②地域福祉保健計画の推進に関して、地域住民が我が事としてとらえ、住民主体で計画を進めていけるように働きかけを行っていきます。

(3) 情報発信、共有の工夫

①地域での障害理解の普及啓発や必要な方に必要な情報が届けられる発信力の強化、工夫をしていきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

- 1 連合町内会、民生委員児童委員協議会、地区社協活動等の会議や単位自治会で開催される行事等には積極的に参加し、連携関係の強化を図ります。
- 2 区の福祉保健施策、区地域福祉保健計画及び横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた区行動指針等における地域ケアプラザの役割を十分理解し、区役所及び区社協との協働に取り組みます。
- 3 磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」の会議や地区推進会議等に積極的に参加し、地域住民が「スイッチON磯子」をより深く理解し、主体的に取り組めるよう支援を行います。
- 4 日常業務で把握したニーズ、地域からの相談や要望、地域支援チームの一員として把握した地域情報等を積極的に区役所及び区社協に提供します。また、区役所及び区社協から提供された情報については、組織として受け止め、課題解決のために活用します。把握した課題は、区役所、区社協及び関係機関等と積極的に情報交換し、支援の方向性を共有します。
- 5 子育てについては「磯子区地域子育て支援拠点いそピヨ」、「親と子のつどいの広場 夢ひろば」と日頃から情報共有を行い、必要な方に必要な社会資源がつながるよう、連携し合える関係性を継続します。障害については「地域活動ホームいぶき」や「磯子区生活支援センター」、「南部療育センター」等と連携し、地域での障害理解促進のための取り組みを継続していきます。また、今後、外国につながる方への支援力向上、地域での交流促進を目指すため、いそご多文化共生ラウンジとの連携も強化していきます。
- 6 地域共生社会を目指して、これまで培ってきたネットワーク「いそごでつなご（磯子区生活支援センター、磯子区障害者後見的支援室コネクト・ハート、磯子区基幹相談支援センター、磯子区生活支援センター、磯子区社協）」・「つながる杉田（杉田地区センター、杉田劇場、こども家庭支援センターゆいの木）」を活かし、障害の有無に関わらず安心で安全なまちづくりを進めていきます。

ます。

7 課題解決の検討や相互の人材育成に向けて、職員の知識や支援技術の向上のために、各種連絡会等に参加し、事例等の共有を図ります。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

1. 法人の理念

地域福祉の充実をめざす

地域の高齢者、障害者に対する介護・福祉サービスのプランや調整、そしてデイサービスを中心とした日中活動の支援を行います。

障害者の社会的自立をめざす

障害者の就労、特に一般企業における障害者一人ひとりに個別の目標を設定し、総合的な育成をはかります。

福祉に対する啓発

より多くに地域の方々に、福祉について身近に感じとてもらうための啓発活動を行っています。シンプルにそしてわかりやすく をテーマに、さまざまな企画・運営を行っています。

この理念を具現化するために、2024年に中期経営計画（2024年から2027年）を策定し、基本理念を「原点回帰と新たな時代に向けた変革」と定め取り組んでいます。

〈事業実績等〉

社会福祉法人電機神奈川福祉センターは、電機連合神奈川地方協議会という労働組合が1996年に設立した法人です。「障害者の社会的自立」「地域福祉の充実」「福祉に対する啓発」を理念・目標として、障害者や高齢者の福祉サービス事業を推進しています。また、2012年に発足した「全国就労移行支援事業所連絡協議会」の事務局を担い、全国的なネットワークを構築することにより、障害者雇用と就労の実現に積極的に取り組んでいます。この間、利用者ニーズに沿った質の高いサービスを提供するとともに、その根幹をなす社会福祉施策を時代の変化に対応した制度とするため、行政や議会に対しても積極的に提言してまいりました。

【障害福祉サービス事業】

➤ ぼこ・あ・ぼこ（就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、就労定着支援事業）

- わーくす大師（就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、就労定着支援事業）
- ウィング・ビート（就労移行支援事業、就労定着支援事業）
- ミラークよこすか（就労移行支援事業、就労定着支援事業）
- 港北はぴねす工房（就労継続支援事業B型）
- 戸塚はぴねす工房（就労継続支援事業B型）

【就労支援センター事業】

- 横浜南部就労支援センター
- 中部就労援助センター（川崎障害者就業・生活支援センター併設）
- 湘南地域就労援助センター（湘南障害者・生活支援センター併設）

【地域福祉推進事業】

- 横浜市新杉田地域ケアプラザ

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

理事会の承認を得た予算計画に基づき予算執行をしています。執行状況については、毎月部署ごとに執行状況の振り返りを行い、法人内のイントラにて全体共有を図っています。また、毎月顧問会計事務所による会計チェック、予算の執行状況の確認を受け、適正な財務管理に努めています。

消費税等については、顧問会計事務所の指導を受け、遅滞することなく法令を遵守した対応をしています。

当法人は、産業別労働組合の電機連合神奈川地方協議会の組合活動の中から生まれた社会福祉法人です。施設母体である電機連合神奈川地方協議会とは、常に連携を密にしており、運営面での支援や、寄付や運営資金の借入等の財政面での支援を受けることもあります。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

所長職に関しては、地域の福祉保健の拠点施設、また、地域包括ケアシステムの構築を担い運営をする施設責任者として、より専門的な知識と地域支援の考察力を持ち、指導力のある人材の配置が求められると考えます。人員配置に関しては、常勤・非常勤の職員を、欠員なく適切に配置し、欠員が生じた際には、随時職員を採用し、適切に業務が遂行できるよう努めます。特に地域包括支援センターや地域交流コーディネーターに関しては、求められる地域支援の観点から専門知識とコミュニケーションスキルの視点のある適切な人材配置と育成を進めていきます。第4期指定管理期間においては、欠員が生じることなく、かつ有能な職員を配置することが出来ています。

1 キャリアパス

当法人では「キャリアパス制度」を導入しています。どのようなスキル・実績があれば昇格できるのかの条件や基準を明確にしたもので、当法人の場合は、役割に応じて8段階の職位のいずれかが与えられています。職位ごとに役割が明文化されており、職員は与えられた職位に応じた業務や役割を中心に担っています。職位は与えられた役割の習熟度により上位の職位へ昇格することがあります。毎年実施される考課面談では、キャリアパスの習熟度を職員と上司が話し合って確認します。考課面談の結果は、人事会議で上位職位へ昇格できるレベルにあると認められると上位の職位へ昇格します。

2 資格取得の奨励

法人指定の資格（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、日商簿記2級など）を保有していると、資格手当が支給されます。また、在職中に指定の資格を取得すると、資格手当のほかにも賞与の支給時に表彰金が支給されます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1 人財育成及び研修計画

- (1) 法人全体としても、職員の資質向上・適正な事業運営のために様々な方策を実施しており、新任職員対象の研修では、外部講師のマナー研修はじめ配属前の研修を行っています。また、法人全体（常勤・非常勤）の研修を年に2回、権利擁護やストレスマネジメント等必要とされる育成研修に取り組んでいます。
- (2) 職員に必要とされる知識や能力を効率的に習得させていくために、半年ごとの人事考課面談にて、業務能力、自己研鑽や事業目標に対する取り組みや業務に対する姿勢等を評価し、職員一人ひとりの成長と、組織の改善・向上に努めています。
- (3) 常勤・非常勤に関わらず職員の資質向上を図るため、法人内の研修だけでなく積極的に外部の研修にも参加し、研修報告等は、上席者だけでなく全ての職員が閲覧できるような仕組みをつくり情報の共有化を図っています。また、研修会へ参加するだけでなく、研修会への講師派遣なども積極的に行うことで、より高い職員資質の向上を目指しています。
- (4) 法人内のインターネットを活用し、職員間の情報共有のツールとして活用するだけでなく、研修報告や業務改善の情報交換を行い、業務の効率化やモチベーションアップにつなげています。
- (5) 資格取得に対するインセンティブとして、法人内の報奨制度を活用することで、職員の質の向上をめざし、可能性のある職員については非常勤職員から常勤職員の登用も行っています。令和6年12月末現在、地域ケアプラザ内の資格取得者数は、51名の職員（介護福祉士20名、ケアマネジャー11名、社会福祉士6名、看護師8名）となりました。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

法人に設備担当の職員を配置し、更に施設の保守・管理を専門業者が月数回定期的に施設内を巡回・チェックすることで、日常的な施設の管理とメンテナンスを行っています。施設も建設当初より既に28年経過しており、修繕箇所も年々増加していますが、これらに対し、法人所有の障害者施設とケアプラザが相互に連携しながら修繕を計画・実施することで、より効率的な保守・管理を目指しています。

1 維持保全計画及び修繕計画

施設名称	新杉田地域ケアプラザ*		施設番号								
竣工	1996	m ²			A	1~2年内に修繕・更新					
延べ面積	1,378.2	m ²			B	3~5年内に修繕・更新					
敷地面積	1,599	m ²			C	当面更新必要なし					
					D	詳細な調査を要する					
建物構成要素					直近 更新年	数量 単位	現状	判定	今後の修繕計画	更新予測時期	
大分類	中分類	小分類	仕様	設置場所							
耐震	なし										
建築	建物外部	屋根	全般	アスファルト保護防水	一般部屋根	1996	722	m ²	豪雨時に数回、5階食堂(最上階)入口付近に数段程度の雨漏りあり。	経過観察中	
		外壁	全般	コンクリート打放し+モザイクタイル	共用部を含む	2013	4,000	m ²	2013年大規模修繕工事で外壁補修を実施している。	経過観察中	
		梁型		RC+カラーアルミカバーブレード	東面1F~5F	2012	5	本	梁型のアルミカバーを撤去し落丁品を削除した。	経過観察中	
建築	建物内部	部屋壁	全般	壁紙など	1F~5F	1996	910	m ²	良好	経過観察中	
		内部	天井、廊下他	塗装・壁紙など	1F~5F	1996	1	式	特記すべき劣化状況には無い。	経過観察中	
		床	全般	ビニール床シート	1F~5F	1996	1,440	m ²	良好	経過観察中	
設備	電気設備	受変電	受変電設備	三相、6.6KV、220KVA	1F	1996	1	式	良好	経過観察中	
		蓄電池設備	サイリスタ整流7ルート電池式	三相整流100V30A	1F	2017	1	式	2017更新済み	経過観察中	
		照明	照明器具	屋内	2012	715	個	2012更新済み	LED化への切替工事	R8(2027)	
		自家発	自家用発電設備	ディーゼル・120kVA	1F	1996	1	式	オーバーホールで部品交換を実施している	経過観察中	
		防災	非常放送	2F事務室	1996	1	式	更新が必要	部品の劣化で更新が必要です。	R8(2028)	
		防災	火災報知及び防煙排煙	複合式・消化ホップあり	全館	2017	1	式	2017年更新済み	経過観察中	
		情報通信	電話設備	ボタン	2F事務室	1996	1	式	良好	経過観察中	
		情報通信	呼出表示	トイレ呼出	事務室	1996	1	式	良好	経過観察中	
		自動ドア	自動ドア装置		2階風除室	1996	内外各1計2	基	良好	稼働回数が多く部品劣化による更新を推奨されている。オーバーホールを予定する。	R7(2025)
		昇降設備	エレベーター	複合用車両兼用:1000kg、乗用:600kg	1F~5F	1996	各1計2	基	良好	大規模修繕の計画あり更新予定	R8(2028)
設備	給排水設備	給水設備	受水槽	FRP製 24m ³	屋外受水槽置場	1996	1	基	良好	経過観察中	
		給水設備	自動給水装置	吐出水頭45m	1F	1996	1	台	良好	オーバーホールを繰り返し実施している	経過観察中
		給湯設備	ガス給湯器	屋外・5台連立	1F	2013	5	台	良好	2013年にボイラ方式からガス給湯器へ変更。3基でスタートしたが湯量不足で2基追加した。現在は5基で順調に稼働している。	経過観察中
		給湯設備	給湯循環ポンプ	ライン型ステンレス	1F	1996	1	基	良好	循環ポンプの更新が必要になります	経過観察中
設備	空調設備	冷暖房設備	吸収式冷温水発生機	矢崎CH-V120U66	1F	2014	1	台	2014年にオーバーホールを実施	大規模修繕の計画あり更新予定	R8(2028)
		冷暖房設備	冷温水ポンプ	0.55m ³ /min	1F	2014	1	台	2014年オーバーホール時に更新した。	2026年大規模修繕工事項目に無し。	経過観察中
		冷暖房設備	冷却水ポンプ	10602/min	1F	2014	1	台	2014年オーバーホール時に更新した。	2026年大規模修繕工事項目に無し。	経過観察中
		冷却塔	丸形カタフロー型	697Mcal/h	R階	1996	1	式	良好	大規模修繕の計画あり更新予定	R8(2028)

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

1 事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応

- (1) 事故に際しては、事故防止・事故対応マニュアルを整備し、全職員に周知徹底を図り、事故発生時には速やかに横浜市に報告します。ケガの可能性のある事故に関しては、施設職員だけで判断せず、必要に応じて医療機関の受診を勧め、医師に判断を仰ぐなど適切な処置を行い、慎重で丁寧な対応を行います。また、賠償責任保険に加入し、必要に応じ損害賠償責任に対応します。
- (2) 各部署での安全衛生活動計画の実施状況の確認とヒヤリハットや事故報告について安全衛生委員会を月1回実施しています。
- (3) 防犯については、駅前の複合施設で、新杉田交流スペースも併設されていることから、通り抜けを目的とした、不特定多数の地域住民の入館が懸念されます。施設全体の防犯対策のため、施設利用者に対する入館バッチの携行についてご協力いただき、不特定多数の駅利用者の流入や、不審者の侵入が無いように、受付近辺や送迎車駐車場の防犯カメラの設置で防犯に努め、より安全な運営に努めます。
- (4) 火災等の発災時には、新杉田陸複合施設4社共同防火管理協議会規約に基づき、JR新杉田駅、横浜シーサイドライン新杉田駅、新杉田駅ショッピングセンターとも連携し相互協力のもと、利用者の避難誘導にあたります。また、津波発生時には津波避難者に対して、施設を開放し迅速な避難を支援します。
- (5) JR新杉田駅・横浜シーサイドライン新杉田駅・新杉田駅ショッピングセンタービーンズ・当法人での四者合同防災訓練を春・秋年2回実施しています。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

1 発災時に備えた事前準備

- (1) 「福祉避難場所開設・運営マニュアル」を基に市や区の協力要請に応じた体制を構築し、市や区と連携しながら状況に応じた対応に努めます。加えて、火災等の発災時には、JR新杉田駅、横浜シーサイドライン新杉田駅、新杉田駅ショッピングセンターとも連携し相互協力のもと、利用者の避難誘導にあたります。また、津波発生時には津波避難者に対して、施設を開放し迅速な避難を支援します。
- (2) 災害時の応急備蓄物資について、適切に更新し管理しています。
- (3) 各地域防災拠点等の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力ができる体制整備を図っています。

2 福祉避難所の運営方法（職員の収集方法や日ごろの訓練）

- (1) 避難所の運営のロールプレイングやシミュレーションを行うことで、避難所の運営における各役割の責任やタスクを理解し、災害発生時の緊急性や混乱に迅速かつ適切に対応する訓練を行います。
- (2) JR新杉田駅・横浜シーサイドライン新杉田駅・新杉田駅ショッピングセンタービーンズ・当法人での四者合同防災訓練を春・秋年2回実施しています。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・蔓延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

大規模災害の発生において、利用者ならびに職員及びその家族の安全を確保しながら、ケアプラザの事業を適切に継続・運営するための事業継続計画（BCP計画）を整備しています。

1 危機管理体制

構成としては、危機対策本部長・危機対策本部事務局長・安全衛生委員・その他危機対策本部長が選任する者が中心となり対応します。対策本部の役割は主に事業所内支援活動、業務運営活動、法人外連携活動としています。

2 重要業務

災害発生時においては、利用者の生命を第一に考え、日常生活の維持に介助・支援を要する一人暮らし高齢者等を優先します。BCPを発動した際は、重要業務を優先的に継続もしくは復旧させるため、重要業務従事経験のある他部署職員や必要な資材・資金等を適宜重要業へ振り分けます。

3 平常時の対策

各事業所において、建物・設備の点検を日頃から行うとともに、その都度ハード・ソフト面の対策を行います。連絡網の整備と収集においては、部署単位で定める安否確認・連絡システムを利用して安否確認を行い、収集区分を4つに分け（4km圏内、12km圏内、20km圏内、20km以上）職員の確保にあたります。

4 教育・訓練

BCPの概要や重要性について法人内に啓発・周知するため、定期的に職員への教育を実施する。また、BCPに示す対応を法人内に根付かせ、BCPの実効性を向上させるため、定期的に訓練を実施します。また、消防署等が主催する「救急救命講習」（心肺蘇生法やAEDを含む3時間以上の内容）の受講ならびに法人の防災力を高める活動を担う人材育成に向けた「防災士養成研修講座」の受講を推奨していきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

- 1 施設利用に関しては、広報誌に記載し連合町内会長会と連携して地域に全戸回覧しています。申し込みは、公平性を重視し、窓口にて「申込書」の提出を基本としています。
- 2 地域包括支援センターの相談対応の中で、介護認定を勧める場合には、公正中立な立場で居宅介護支援事業所の情報提供を行います。
- 3 居宅介護支援事業においては、関係行政機関、地域の保健・福祉・医療サービス、ボランティア団体等と綿密な連携を図り、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう調整し、常に利用者の立場で公正中立な居宅サービス計画を作成します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

- 1 ケアプラザの各事業において、利用者に対し、年1回アンケート調査を実施し、利用者のニーズや要望の把握に努めます。また、施設内にご意見箱を常設し、アンケート実施期間以外にもご利用者のご意見が頂きやすいような環境の整備を進めます。
- 2 窓口及び電話等で寄せられる個別の相談のみでなく、地域の様々な会議の場への出席、自主事業・施設利用団体とのコミュニケーションなど、あらゆる機会から潜在化しているニーズをとらえることができるようになります。
- 3 苦情への対応については、法人の苦情解決事業規程により設置された苦情受付担当者と苦情解決責任者を中心に対応するものとしますが、日常的な苦情や要望に対しては、全職員が受け付けられるようにします。加えて、苦情の内容に応じて、法人の苦情解決事業規程で定めた外部の第三者委員からもご意見を頂き、行政や国保連、横浜市福祉調整委員会・横浜市ご意見ダイヤルを紹介する等、真摯かつ誠実な姿勢で取り組みます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

- 1 法人の設置する個人情報保護規定により、施設利用者の個人情報保護に対して取り組みます。また、個人情報の流失防止のためにダブルチェックの励行やチェックリストの確認等により、現場職員の取り組みの中でも、個人情報が流出しないよう留意します。
- 2 情報公開に関する取り組みについては、情報開示の要請に応じ、情報を公開します。また、法人の開設するホームページで隨時、情報を公開します。
- 3 職員に対して人権啓発研修を計画的に実施し、職員の人権に関する理解と認識を深め、人権感覚の研鑽に努めます。

4 学校や地域・企業への人権教育推進の啓発研修の支援も行います。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 横浜市地球温暖化対策実行計画の推進

- (1) 空調の温度設定を夏の冷房は28度まで、冬の暖房は20度までと設定し、職員だけでなくご利用者に対してもご理解が得られるように空調スイッチの周辺に掲示をします。使用していない部屋や廊下の消灯やOA機器の省電力対応などの節電にも積極的に取り組みます。
- (2) 施設周辺には庭等はほとんどないため、施設と駅を連結する共通通路において花の植栽などを行い、緑化の推進にも取り組みます。

2 ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画の推進

- (1) 地域ケアプラザだけでなく、同一施設内の障害者施設と連携し、ゴミの分別を徹底し、専門の業者に廃棄を委託しゴミの減量化を推進します。
- (2) ミスコピーを減らし、裏紙を利用、備品に関しても法人内の他施設で不要になったものを活用する等、リユースやリサイクルの取り組みを進めます。ペットボトルのキャップの収集箱を受付脇に設置し、エコキャップ推進事業への協力をていきます。

3 市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中小企業振興条例に基づいて執行します。

4 男女協働参画推進

当法人では、採用時の助成割合や男女の勤続年数等には大きな差が見られず、女性が活躍出来ている状況です。今後もこの水準を維持していくよう以下の取り組みも含めて推進していきます。

- 働き方やライフスタイルに対する悩みを相談できる窓口を開設しています。
- 子育てをしながら働きやすい更なる環境整備を進めていきます。
- 子育てへの職場理解をより深めていくための啓発をしていきます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1 稼働率向上のための対策

- (1) 近隣区への情報発信を強化することで、利便性を活かし稼働率の向上を図ります。
- (2) 常に利用者目線に立ち、清潔感のある施設環境整備に努めます。
- (3) 夜間利用率の向上のため、磯子区学習支援事業への協力をを行うとともに、自主企画事業「手

「話サークル海」を引き続き開催します。

- (4) 利用率の低い土日・祝日に自主企画事業「杉田のあゆみと歴史散策」「サロン新杉田」「実り豊かな老後のために」を開催することで、稼働率の向上を図っています。

2 効率的な施設貸出の方法

- (1) 貸出に関するルールを明確化し、遵守を徹底させます。
(2) 点検スケジュールを設定し、問題の早期発見に努めます。
(3) 施設の利用用途によって、新杉田交流スペース（行政サービスコーナー跡地）を上手に活用していきます。

3 有益な情報提供

- (1) ケアプラザ広報誌を年4回発行し、その中で施設の利用方法や医療や福祉保健に関する情報を掲載します。広報誌は、地域の連合町内会長会のご協力を仰ぎ、担当地域へ全戸回覧します。また、区や市民利用施設、地域の病院、薬局、商店等に配架し、幅広い方々に興味関心を持っていただけるように工夫します。
(2) Instagram等のSNSを活用し、若い世代や子育て世代に向け、ケアプラザや地域の取り組みを積極的に発信します。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

- 1 高齢者、障害者、子育て支援等の福祉全般の相談について、ご利用者が求めている情報を適切に提供し、また福祉に関する政策制度や社会資源等の情報を常に把握し、適切な支援につなげます。
- 2 地域の相談機関（地域子育て支援拠点、基幹相談支援センター、生活支援センター、南部地域養育センター等）とも連携し、適切な相談事業を行います。
- 3 地域の自治会町内会の会議等に積極的に参加し、地域福祉のネットワークを構築しつつ、地域に埋もれているニーズや課題を見つけ出し、地域のインフォーマルサービスの掘り起こしも行います。
- 4 ケアプラザの自主事業だけでなく地域の行事などに積極的に参加し、気軽に相談できる関係づくりや情報提供なども行います。
- 5 地域包括支援センター職員が訪問等の外出等の理由で不在の場合でも、適切に相談対応ができる体制の強化を図っていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

1 各事業の連携

- (1) 毎月、所長以下、地域包括支援センター3職種及び地域交流コーディネーター、生活支援コーディネーターによる会議を開催し、地域の課題やニーズに関する検討や情報共有を実施していきます。
- (2) 地域包括支援センター3職種及び地域交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの専門性を活かし、個別支援・地域支援を統合し、総合的な連携を図りながら支援を進めます。

2 関連施設との連携

- (1) いぶき支援室、磯子区生活支援センター、磯子区社協との協働ネットワーク「いそごでつなご」を継続し、地域での障害者理解啓発の取り組みを行います。
 - (2) つながる杉田実行委員会施設（杉田地区センター、杉田劇場、子ども家庭支援センターゆいの木）、参加施設・学校等と協働し、世代、対象を問わずに地域住民誰もが参加できるイベントである「つながる杉田」の企画・開催を継続します。
 - (3) 自主企画事業等に開催にあたっては、地域のニーズを踏まえ、ケアプラザ内での事業実施に限らず杉田地区センター、浜中コミュニティハウス、磯子スポーツセンター等と協力しながら企画実施していきます。
 - (4) 子育てについては、「磯子区地域子育て支援拠点いそピヨ」、「親と子のつどいの広場 夢ひろば」と日頃から情報共有を行い、必要な方に必要な社会資源がつながるよう、連携し合える関係性を継続します。障害については「地域活動ホームいぶき」や「磯子区生活支援センター」、「南部療育センター」等と連携し、地域での障害理解促進のための取り組みを継続していきます。
- また、今後、外国につながる方への支援力向上、地域での交流促進を目指すため、いそご多文化共生ラウンジとの連携も強化していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 1 地域課題の解決に向けて、圏域内の小中学校、商店街との顔つなぎや、地区内の施設との連携を強化します。
- 2 地域の居場所づくりに向けて、地域の委嘱員や活動団体の方々との連携を強化していきます。
- 3 地域全体でフレイル予防を推進する人材を育成し、情報・課題を共有することで、地域格差を解消するネットワーク構築に繋げていきます。また、そのネットワーク構築が円滑に進むよう、支援機関の垣根を超えた連携・協働を図っていきます。

- 4 個別課題や地域課題の解決に向けて、「地域活動を行う地域住民等」と、「専門的なサービス提供を行う専門職等」が、必要な情報や各々が抱る問題・課題等を、互いに円滑に共有することができるネットワークを構築していきます。
- 5 自治会町内会や民生委員児童委員協議会、子育て支援連絡会、保健活動推進員連絡会、シニアクラブ連合会等に参加し情報共有を行うとともに、団体同士の連携の強化やネットワークの構築を図って行きます。
- 6 居宅介護支援事業所と民生委員との交流会を開催し、地域の見守り体制の構築を図っていきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

1 区運営方針を踏まえた区行政との連携についての取組

磯子区運営方針「地域の皆さまとともにつくる 次世代を育む笑顔あふれるまち・いそご」の実現に向け、子どもから高齢の方まで様々な世代が安心して暮らせるように、地域住民・関係機関・団体等との連携・協働を図っていきます。

(1) 安心・安全なまち

災害時などいざという時に活ける、自助・共助の取り組みを推進しています。令和5年度には、災害への備えとして「杉田地区防災リーフレット」を作成し全戸に配布しています。各地域防災拠点等の防災訓練にも積極的に参加し、職員と地域との連携・協力ができる体制整備を図っていきます。

(2) ともに支えあう暮らしやすいまち

地域共生社会を目指して、これまで培ってきたネットワーク「いそごでつなご（磯子区生活支援センター、磯子区障害者後見的支援室コネクト・ハート、磯子区基幹相談支援センター、磯子区社協）」や「つながる杉田（杉田地区センター、杉田劇場、こども家庭支援センターゆいの木）」等を活かし、年齢や障害の有無等に関わらず、地域に暮らすすべての人たちが、孤立することなく地域の一員として、自分らしく支え合って暮らせるよう支援しています。また、杉田が子どもたちのふるさとになるように自治会町内会や団体の垣根を越えて地域全体で子育てを支援できるよう区行政と連携協働を図っていきます。

(3) 地域の力と魅力のあふれるまち

杉田地区は商業・業務・文化などの機能が集積しており、歴史的遺産も多くあるなど魅力あるまちです。また、地域行事や商業施設のイベントなどとても盛んな地域です。地域の特徴や資源をいかして地域の課題解決や魅力向上などに取り組んでいきます。

2 区の事業等を踏まえた区行政との連携についての取組

(1) 区、ケアアラザが持っている情報を適切に共有し合い、一機関のみだけでは見えてこない地域の課題について、お互いに共通認識を持つことが出来るようにします。

(2) 生活困窮者自立支援事業及び寄り添い型学習支援事業等の推進に向けた協力体制の整備を

図ります。

- (3) よこはまボランティアポイント制度の普及に努めています。
- (4) ウォーキングポイントリーダーを設置し、事業の推進に努めています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- 1 把握した地域情報（基礎情報、社会資源）や課題等の情報を可視化し、地域ケアプラザ内や区役所や区社協など関係する専門機関等と情報を共有することで適切な支援に繋げていきます。
- 2 地域住民と情報や課題を共有し、それぞれの見直しや発展に生かしていきます。
- 3 地域住民の誇りや不安を感じていることを丁寧に感じ取り、地域住民の想いやペースを大切にしながらも、伝えるべき課題がある場合には真摯に話し合える関係を構築していきます。その上で、目指すべき地域像をすり合わせ、住民主体の地域づくりの推進体制を構築していきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

- 1 高齢者に対する事業としては、介護予防や引きこもり予防の事業や自主化した体操教室への支援を継続します。
- 2 障害者に対する事業としては、聴覚障害者への交流の場の提供や情報提供の事業、また、屏風ヶ浦地域ケアプラザ、磯子スポーツセンターと共にしている障害者の余暇支援事業、いぶき支援室等と協働した啓発講座等も継続して行います。
- 3 子育て支援に対する事業としては乳幼児の体操教室「ベビィとママの体操」や母親の情報交換の場の提供「ひよこカフェ」などを実施します。また、父親が参加できる講座として「パパと一緒にリトミック」、「ファミリーリトミック」「親子でたのしむプログラミング講座」等、実情に合わせた講座開催などに取り組みます。
- 4 団塊の世代が地域で活躍していくためのきっかけとなる事業にも取り組み、地域の中で核となり得る人材の発掘した上で、新たな地域の福祉活動へ結び付け自主活動化を目指します。
- 5 地域の歴史を学ぶ会では、地域の人材発掘と歴史散策等健康増進にも繋げ、多くの方に参加頂きました。中心となる人材の支援をしながら、自主活動化を目指します。
- 6 ケアプラザが主催する各種の事業は、徐々に参加利用者が主体的に活動できるように、支援をフェイドアウトさせますが、活動の状況に応じ、再度支援を強化する等、継続的な支援を行います。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

- 1 学童期、働く世代や子育て世代、リタイヤした世代から高齢者等まで、ケアプラザの機能が地域住民および関係機関に広く周知されるよう、広報誌やホームページ、SNS 等を活用し、取組等の発信を行っています。
- 2 地域行事やイベント、会議等には積極的に参加し、ケアプラザの機能の普及啓発を行っています。
- 3 多機関協働でのイベントを企画実施することで、地域ケアプラザを知っていただく機会を創出しています。
- 4 地域ニーズを踏まえ、必要に応じて自主活動グループの立ち上げを支援し、継続的に関わっています。
- 5 福祉学習等を通して、地域住民、企業及び学校等、様々な社会資源に対して、福祉・保健への参加を働きかけています。
- 6 福祉保健活動団体以外の団体に対してはボランティア活動や地域貢献活動等につながるよう積極的に働きかけています。
- 7 利用者の意見要望等を反映できるようアンケートを実施し、利用しやすい施設づくりに努めています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

- 1 法人開設当初より、法人独自の事業として「ボランティア体験講座」を開催しています。設立母体の電機連合神奈川地方協議会傘下の労働組合の組合員だけでなく、地域の方々や、行政職員等も受け入れており、延べ 2,900 名以上の方々を受け入れてきました。この取り組みについては、今後も継続していきます。
- 2 デイサービスで、個人のボランティアを受け入れたり、会場利用される団体にデイサービスでのボランティア活動をお勧めしたりなど、ボランティアの拡大に努め、活躍の場のコーディネートをすすめます。
- 3 これまでの実績の中で、乳幼児の保育ボランティアを育成し、地区センターや周辺の地域ケアプラザにも紹介・派遣をしています。これらのボランティアの紹介事業は、今後も継続したいと考えています。
- 4 「よこはまシニアボランティアポイント」の啓発を行い、高齢者層のボランティア活動を推進します。
- 5 ボランティア交流会を開催し、ボランティア同士の意見交換、スキルアップなどを行います。
- 6 区社協のボランティアセンターと連携を取り、必要に応じて相談者にボランティアに関する情報提供などを行います。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

- 1 法人のホームページを積極的に活用し、地域交流部門の情報提供や貸会場案内を掲載します。
- 2 広報誌「まどか新聞」に、福祉保健の啓発関連記事等地域住民に役立つ記事の掲載を目指します。
- 3 地域福祉の拠点としてのケアプラザを、より一層身近に感じて頂けるように地域の商店街、病院、薬局、銀行、企業などにご協力いただき、店頭等での広報誌の配架を進めます。
- 4 共通通路壁面に設置した大型掲示板に、自主事業のチラシや広報誌を掲示し、通行する地域住民に情報発信し、またチラシを気軽に持ち帰れるよう設置します。
- 5 連合町内会長会、民生委員等の地域福祉に関する団体の会合や行事、地区社協会議、防災拠点会議、障害児者防災会議、障害児余暇支援連絡会、子育て支援連絡会等の会議に積極的に参加し、地域課題やニーズについての情報収集や意見交換に努めます。
- 6 小中学校との福祉教育への協力や商店街関係との交流・推進を図り、地域の課題点やニーズについての情報収集や意見交換を積極的に行います。
- 7 ケアプラザの実施する自主事業や利用団体の一覧表を作成し、福祉保健活動を把握し情報提供を行っています。
- 8 会場利用者との会話や利用者アンケートなどの中から、ニーズを発見し自主事業等の改善や新規事業立ち上げに繋げます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- 1 地域ケアプラザ事業や地縁団体活動等で地域住民等へアンケート調査を行い、各地域が必要としている社会資源等の分析を行います。
- 2 生活支援体制整備事業に関連する地域の課題・ニーズ等を把握して、既存の社会資源支援及び社会資源開発に取り組んでいきます。
- 3 社会資源調査を行い、担い手不足の問題や活動内容の見直し等について代表者等と共に考えています。
- 4 単位自治会別の地域アセスメントシートを定期的に更新し、それぞれの特性等を把握したうえで、計画的に地域の支援に取り組みます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- 1 自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会、地区社協及びボランティア団体等と日頃から話し合える関係を築き、活動の内容や強み、抱えている課題を把握し、支援のタイミングを見極め、必要な支援を行います。
- 2 コーディネーターとして、高齢者の孤立防止や生活支援に関する活動を把握しておくことが求められます。地域アセスメントシートとヨコハマ地域活動サービス検索ナビについては随時情報更新を行います。
- 3 杉田地区情報ガイドのブラッシュアップならびに地域住民、関係機関への周知を図っていきます。
- 4 区内の生活支援コーディネーター連絡会等で、企業やNPO法人等についての情報交換等を行います。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

- 1 Ayamu サービス情報共有ページにおいて、地域資源情報の状況把握や収集、データ入力など、情報整理に取り組んでいきます。
- 2 地域に愛着を持ち、自分の興味・関心のある活動をきっかけに地域活動に関われるよう、様々な自主企画事業等を展開していきます。
- 3 買い物困難者への支援など、地域だけでは解決が難しい課題も増えており、地域の個別課題の解決をきっかけとしたつながりづくり、リーダー層の育成が求められています。課題解決を区役所・区社協・ケアプラザ等が協働しサポートすることで、地域の多くの人を巻き込み、活動を自立的・継続的に行うためのリーダー層の育成につなげていきます。
- 4 エリア内で新規に立ち上げるサロンに対して開設支援を行う他、既存サロンに対する運営支援、ネットワークづくり支援を実施し、エリア内の居場所づくりの推進・強化を図っていきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- 1 地域の居場所づくり、運動や外出機会の創出のために保健師との連携にてボッチャの普及啓発を実施しています。また、磯子スポーツセンターや浜中コミュニティハウスとの共催でヨコハマインクルボッチャラボや川崎ボッチャーレによる体験会・講習会を開催しています。
- 2 自治会町内会等のイベントや行事等にボランティア講師をマッチングし、開催を支援してい

ます。

- 3 区社協の見守り事業で地区内にある保険会社との地域情報を共有したり、保険会社の研修に協力しています。
- 4 買物困難者への支援として地区社協の移動買物支援事業で高齢者買物ツアーを実施。区社協と協働で企画内容の検討や区内のタクシー会社やサポートボランティア等の調整を図っています。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 ワンストップの総合相談窓口として地域住民の相談に適切に対応できるよう、相談援助業務における職員のスキルアップを図るとともに、関係機関との連携を強化していきます。
- 2 窓口対応だけでなく、ケアプラザの自主事業や地域の自治会等の集まりに積極的に出向き、制度等の情報提供や個別の相談対応等を行います。
- 3 区役所、社協と連携しながら地域アセスメントを実施し、担当圏域の情報収集・分析を行い、地域課題を把握します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 認知症普及啓発のために地域の中で「認知症サポーター養成講座」の開催を積極的に取り組みます。
- 2 認知症サポーターを認知症支援活動につなげていけるよう、フォローアップ講座を展開していきます。
- 3 認知症の方やその家族が住みやすいような地域づくりを目指し、磯子区徘徊高齢者あんしんネットワーク等の地域で認知症高齢者を支える仕組みづくりを目指します。
- 4 認知症カフェ「杉カフェどんぐり堂」へ毎月、後方支援として参加し、必要に応じて相談支援等を実施していきます。
- 5 認知症の早期発見、早期診断のため、認知症初期集中支援チームにて各関係者、関係機関との連携を元に、早期の対応を行っていきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 地域の集まりに積極的に出向き、最新の詐欺被害・消費者被害の手口に関する情報提供、その対応方法や高齢者虐待防止、成年後見制度に関する普及啓発活動を行います。
- 2 高齢者虐待の早期発見と予防を目指し、民生委員や介護サービス事業所等に対して勉強会を開催し、虐待が疑わしいケースについて早期に相談が上がってきやすい体制づくりを行います。
- 3 老い支度の普及・啓発として「実り豊かな老後のために」を開催し、「相続・遺言講座」など終活について学べる機会を作っています。
- 4 高齢者虐待の未然に防ぐために、「介護者のつどい」を開催し、情報交換やお互いの悩みについて話ができるようにしていきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 1 地域住民や関係機関等に対し、介護保険制度やケアマネジャーの役割等について周知し、ケアマネジャーが業務を行いやすい環境を整備していきます。
- 2 ケアプラザ協力医による医療相談会や隔月でのケアマネサロン等を通して担当エリアのケアマネジャーのスキルアップを図ります。
- 3 地域包括ケアシステムの充実に向けて、地域の様々な課題や状況の把握に努めるとともに、医療機関や保健福祉関係機関、地域団体とのネットワーク構築を図ります。
- 4 担当エリアのケアマネジャーが抱える困難ケースに対し、助言や指導、同行訪問や個別地域ケア会議の開催等、積極的に行っていきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

- 1 横浜市人生会議のドラマを媒体とした講座を、まだ行われていない地域や再度開催が必要と思われる地域で開催し、ACPや「もしも手帳」等の普及啓発をしていきます。
- 2 在宅療養者への対応がスムーズに行えるよう磯子区在宅医療連携拠点相談室「かけはし」と介護との連携を意識した研修を行い、ケアマネジャー等に行っていきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- 1 個別ケースについて地域の支援者を含めた多職種が多角的視点から検討を行うことで、個別課題の解決に繋げていきます。

- 2 総合相談支援の分析やこれまでに実施した地域アセスメント等を活用、整理することで地域課題の明確化を更に図っていきます。
- 3 地域ケア会議で取り上げた事例のモニタリングとその結果を地域にフィードバックしていきます。
- 4 個別支援から地域支援へつなげる様、地域ケア会議を実施していきます。

カ 介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1 人員の確保・育成

介護予防プラン担当を配置するとともに、専門性を高めるための研修等を適宜実施します。

2 居宅介護支援事業所の選定方法

居宅介護支援事業所との日頃の連携を通して、要支援の受け入れ可否を適宜確認。また定期に地域の居宅介護支援事業所へ空き状況の確認を行い、依頼先に偏りがないよう担当依頼を行っています。

3 居宅介護支援事業者への支援内容

(1) 適正なケアプランの作成・評価ができる人材の育成のために区内の地域包括支援センターと連携しながら、介護予防従事者研修を開催します。

(2) 外部の居宅介護支援事業所に委託したプランについては、利用者ご本人やご家族のニーズを把握し、本人の意欲を引き出せるような自立支援型の介護予防プランになるよう指導しています。また、インフォーマルサービスの社会資源の活用も含めた幅広い情報提供を行っています

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

- 1 行政、包括、生活支援Coや専門職を含めた杉田地区地域づくり・介護予防検討会にて情報共有や連携・協働を検討していきます。そして、多様な地域人材から構成されるフレイル予防サポートー養成・活動支援を行う礎を作ります。
- 2 地域の自治会町内会の食事会・体操教室・老人会などで健康講座等を実施し、介護予防に関する普及・啓発活動を行います。
- 3 新規の元気づくりステーション立ち上げ支援や既存の元気づくりステーション、地域サークル等の介護予防を重視した地域組織の育成支援に努めます。
- 4 地域リハビリテーション事業における専門的なサービスのみでなく、事業へのボランティア活動参加支援や育成等を行い、地域住民による支えあい活動も含めた支援体制ができるように努めます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- 1 地域包括ケアシステムの充実に向けて、介護と医療の連携に重点を置き、保健医療福祉関係者を交えた多職種での地域ケア会議を開催します。
- 2 多職種、他機関とのエリア会議開催により、相互理解の促進、職種間の連携における課題や地域課題の共有化を図り、課題解決に向けて協働した事業展開へ繋げていきます。
- 3 高齢者を対象としたインフォーマルサービスの情報収集と地域支援事業に対しての課題分析を行い、地域ニーズに合わせ、地域住民とともに地域づくりを推進していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

- 1 指定居宅介護支援事業者として、介護プランの作成については、法令を遵守しながら公正中立なプラン作成を目指します。また、地域の介護事業所とも連携を取りながら、適切な支援を目指します。
- 2 地域包括支援センターに併設されている居宅介護支援事業者として、地域の居宅介護支援事業者への委託の難しい虐待等の困難事例については、積極的に受け入れ、行政機関や地域包括支援センターとも連携を取りながら、地域ケアプラザとして一体的な支援を行います。
- 3 地域ケア会議には、積極的に参加し、個別のケアマネジメントの事例提供に努めます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

- 1 指定通所介護事業・横浜市通所介護相当サービス事業では、法令を遵守し、在宅生活の継続に資するサービス提供の事業者として、心身機能訓練から生活機能向上訓練までの機能を強化したサービス提供を目指します。
- 2 利用者が個別に参加できるプログラムなど様々な利用者のニーズや自立した生活の維持・支援の状態に応じたサービスの提供を目指します。
- 3 地域包括支援センターに併設されている指定通所介護・横浜市通所介護相当サービス事業者として、他の事業者では受入れが難しい重介護の利用者等を積極的に受け入れ、行政機関や地域包括支援センターとも連携を取りながら、地域ケアプラザとして一体的な支援を行い、地域連携の拠点としての機能充実を目指します。
- 4 地域包括ケアシステム構築の一翼を担うために、医療機関との連携や地域ケア会議への参加等を積極的に行っていきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

- 1 行政からの委託された指定管理料の有効活用を常に意識し、地域住民への公正性を重視、利用している方だけが恩恵を受ける状況にならないように配慮していきます。また、納税者に対して透明性のある運営を心がけています。
- 2 地域ケアプラザ及び新杉田駅共通通路は磯子区福祉保健課所管、新杉田行政サービスコーナーは磯子区総務課所管の磯子区の財産になり、障害者福祉サービス事業所「ぽこ・あ・ぽこ」は社会福祉法人電機神奈川福祉センターの財産になります。共有部分の修繕費や保守点検費用・光熱水費・電気代等は経費負担割合を定めています。
- 3 所管の違う合築の建物のため修繕等は、効率的に行うための計画を立て行っています。施設も建設当初より既に28年経過しており、修繕箇所も年々増加していますが、これらに対し、法人所有の障害者施設とケアプラザが相互に連携しながら修繕を計画・実施することで、より効率的な保守・管理を目指しています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

ケアプラザ運営費は税金から支出される指定管理料、そして介護保険料と税金を財源とした介護報酬及び利用者からの利用料金で成り立っています。いずれも利用者が満足を得るサービスの対価であることを、職員一人ひとりが意識する必要があります。そのためには、満足度を引き上げる計画性をもった事業執行が求められ、必然的に資質の高い人材配置に努めなければなりません。業界内で人材の取り合いといった状況もある中、適切な職員配置による人件費の節約と同時に指定管理料に不足が生じる場合は、介護保険料収入や法人の他事業収益を充当するなどの措置を講じながら効率性を意識した運営に努めます。

指定管理料提案書
(横浜市新杉田地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	10,012,483円	10,012,483円	10,012,483円	10,012,483円	10,012,483円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	1,818,536円	1,818,536円	1,818,536円	1,818,536円	1,818,536円
事業費	自主事業講師謝礼金、材料費、広報郵送費等の経費から参加費を除した額	□	501,981円	501,981円	501,981円	501,981円	501,981円	
事務費	備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費(切手代、電話代等)、リース代、印刷製本費、各種消耗品、施設賠償責任保険加入費等	□	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	■	10,566,000円	10,566,000円	10,566,000円	10,566,000円	10,566,000円	
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円	
施設使用料相当額			-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	
合計			24,152,000円	24,152,000円	24,152,000円	24,152,000円	24,152,000円	
	うち団体本部経費		966,000円	966,000円	966,000円	966,000円	966,000円	

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	22,047,045円	22,047,045円	22,047,045円	22,047,045円	22,047,045円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	7,967,720円	7,967,720円	7,967,720円	7,967,720円	7,967,720円
事業費		自主事業講師謝礼金、材料費、広報郵送費等の経費から参加費を除した額	□	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費(切手代、電話代等)、リース代、印刷製本費、各種消耗品、施設賠償責任保険加入費等	□	960,000円	960,000円	960,000円	960,000円	960,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	2,448,800円	2,448,800円	2,448,800円	2,448,800円	2,448,800円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-788,565円	-788,565円	-788,565円	-788,565円	-788,565円
合計				33,446,000円	33,446,000円	33,446,000円	33,446,000円	33,446,000円
			うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
事業費	自主事業講師謝礼金、材料費、広報郵送費等の経費から参加費を除した額	□	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
事務費	備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費(切手代、電話代等)、リース代、印刷製本費、各種消耗品、施設賠償責任保険加入費等	□	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	一般介護予防事業の講師謝礼金、材料費、広報郵送費等の経費	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市新杉田地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
横浜市 支払 想定額	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	24,152,000円	24,152,000円	24,152,000円	24,152,000円	24,152,000円	
		地域包括支援 センター運営事業	33,446,000円	33,446,000円	33,446,000円	33,446,000円	33,446,000円	
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	
			63,937,000円	63,937,000円	63,937,000円	63,937,000円	63,937,000円	
収入	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	13,137,000円	13,429,000円	13,721,000円	14,013,000円	14,189,000円	
		居宅介護支援事業	27,544,000円	27,743,000円	28,153,000円	28,153,000円	28,340,000円	
		通所系 サービス事業	68,977,000円	69,585,000円	70,307,000円	71,456,000円	72,661,000円	
			109,658,000円	110,757,000円	112,181,000円	113,622,000円	115,190,000円	
		その他収入	17,027,000円	17,027,000円	17,027,000円	17,027,000円	17,027,000円	
			190,622,000円	191,721,000円	193,145,000円	194,586,000円	196,154,000円	
支出	内訳	人件費	117,268,000円	118,863,000円	120,480,000円	122,119,000円	123,780,000円	
		事業費	10,952,000円	10,952,000円	10,952,000円	10,952,000円	10,952,000円	
		事務費	27,256,000円	27,256,000円	27,256,000円	27,256,000円	27,256,000円	
		管理費	31,530,000円	31,530,000円	31,530,000円	31,530,000円	31,530,000円	
		その他	1,970,000円	1,970,000円	1,970,000円	1,970,000円	1,970,000円	
			188,976,000円	190,571,000円	192,188,000円	193,827,000円	195,488,000円	
		うち団体本部経費	3,847,000円	3,847,000円	3,847,000円	3,847,000円	3,847,000円	
収支			1,646,000円	1,150,000円	957,000円	759,000円	666,000円	

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市新杉田地域ケアプラザ)**

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	1.9700人	1.9700人	1.9700人	1.9700人	1.9700人
②	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
③	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
②	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
③	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

--